

## ◆「新しい川崎」メール版◆

－2025年12月9日第206号－

### <目次>

● 11月26日、横浜地裁が出した「情報公開制度を前進させる裁判」の判決は何が問題か。

◆ 10年ぶりの「川崎市総合計画の改定作業」にあなたの声をとどけよう！

### ▲ お知らせコーナー

- ① 12/5 第16回中原・平和をねがう原爆展
- ② 12/8,9 川崎市議会代表質問
- ③ 12/17 川崎市社会保障推進協議会第32回総会
- ④ 12/20 沖縄に連帯する神奈川のつどい
- ⑤ 12/28 ゆめシネマ「こどもかいぎ」

### ★ 編集後記

● 11月26日、横浜地裁が出した「情報公開制度を前進させる裁判」の判決は何が問題か。

新しい川崎203号で傍聴のお願いをした「情報公開制度を前進させる裁判（公文書開示請求拒否処分取消請求事件）」の判決ですが、11月26日、横浜地方裁判所（岡田伸太裁判長）は、市教委の主張のおかしさを省みることなく私たちの請求を棄却する不当な判決をくだしました。

### <具体的な立証がないままに、教育委員会の主張を認める>

判決では、本来ならば教育委員会が立証しなければならない諸点について、裁判所は具体的な立証がないままに、会議録が公開されないことが前提であったと「推認される」とか、後日会議録が公開されると（公開されないとと思っていた）教育委員の発言が萎縮する「おそれ」が「認められる」などと述べ、教育委員会の主張を認めています。

### <行政による情報非公開の範囲の拡大につながる>

さらに判決は、情報は公開が原則と定める「川崎市情報公開条例」の8条4号（非公開とすることができる例外規定を具体的に5項目例示）を恣意的に解釈しています。

8条4号の本文は「公にすることにより、次に掲げるおそれ（注：情報を公開しなくても良い具体的な5つの「おそれ」）その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」と定めています。

この条文は、情報は公開が原則だが公開すると国や自治体の業務に支障が生じる「おそれ」が認められる具体例を5つ示し、さらに「その他」と添えて公開による予想外の支障に備えるものと考えられます。

今回の判決は、この非公開にできる「その他」の項目を、「おそれ」の具体的な内容の検討をしないまま一般論的な扱いにして、市教委の主張にあわせ会議録の非公開を是認しました。

「その他」を持ち出すならば、なぜその案件が非公開なのか内容に即した丁寧で具体的な説明が絶対に必要になるはずです。

しかし、その点についてはまったく触れられていません。

具体性のないまま「その他」が使われれば、行政の裁量を大幅に認めることになり、いかにも非公開の範囲が拡大できてしまいます。

#### <情報公開制度を前進させるために>

判決後、傍聴いただいた15名の皆さんと今後の取組みについて協議を行い、判決のおかしさを踏まえた上で、控訴を含め対応を検討することとしました。

皆様からお寄せいただいたこれまでのご支援に感謝申し上げますとともに、とりあえず判決のご報告といたします。

今後とも本裁判の推移を注視いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

(文責：情報公開制度を活かす川崎市民の会 畑山 裕)

#### ◆10年ぶりの「川崎市総合計画の改定作業」にあなたの声をとどけよう！

#### <川崎市のホームページでは次のように説明をしています。>

令和7(2025)年度は「第3期実施計画」の最終年度にあたるとともに、「基本構想」、「基本計画」の策定から10年が経過することから、持続的な発展に向けて、年度内に総合計画を改定することとし、この度、改定素案をとりまとめました。

今後、パブリックコメントや市民説明会、各種団体等への出前説明会、市議会における議

論等、市民の皆様の御意見をしっかりと踏まえながら、計画改定に向けて更なる検討を進め、令和 8（2026）年 2 月に改定案をとりまとめ、同年 3 月に総合計画を改定します。

#### <「川崎市総合計画の改定素案」の 3 つの柱>

改定素案のページ数は、200 ページを超えます。  
ホームページに公開されているとはいっても、市民一人一人がプリントアウトして読み、理解するのは大変です。

それでも、川崎市は、パブコメや 1 回だけの市民説明会を開催することで、市民の意見を聞いたことにして、来年 3 月には「総合計画を改定」するスケジュールを出しています。  
市民説明会を 1 回で済ますのは論外です。

中学校区ごとに、せめて、各区数か所で市民説明会を計画すべきです。

この「改定素案」は、次の 3 段階になっています。

1, 基本構想～本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めます。

まちづくりの基本目標は「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」の 2 つです。

2, 基本計画～基本構想に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする

3, 実施計画～これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める。

#### <川崎市行財政改革第 4 期プログラム素案も注視しよう>

「川崎市総合計画」と連動して、「行財政改革第 4 期プログラム素案」もホームページで公開されました。

ここでは、行政施策を民間活用に渡していく施策が、ずらりと並んでいます。これも、150 ページを越える分量があり、読みとくには大変な作業になりますが、軽視していくは、後の祭りになりかねません。

## <市民の声を積極的に発信しよう>

10月の川崎市長選挙で、川崎民主市政をつくる会は、市民との対話で練り上げた「川崎市長選挙基本政策第3次案・いつまでも住みたいまち川崎」を発表しました。そこには、市民の切実な要求が盛り込まれています。

しかし、今回の「改定素案」は、市民要求をほとんど無視したものになっています。  
全部の市の提案を読み込まなくともいいのです。

地方自治の主人公ある市民が、これから川崎のまちづくりに何を望んでいるかを、積極的に発信をしていきましょう。

福田市長は、市議会初日の施政方針演説で市政運営の基本姿勢として「対話と現場主義」を掲げ、以下のように宣言をしているのですから。

「一人ひとりの市民の皆さまのご意見を謙虚に受け止めながら、市政運営に取り組んでまいります。」 (H)

資料収集は、川崎市のホームページからできます。

※「川崎市総合計画 改定素案」

※「川崎市行財政改革第4期プログラム素案」

※市民意見募集（パブリックコメント）

※市民説明会の開催 12月20日（土）14時～16時 中原区役所5階 事前申込

### ★ お知らせコーナー

#### ① 第16回中原・平和をねがう原爆展

12/5(金)～10(水) 10時～17時

中原市民館

主催 平和をねがう原爆展実行委員会 連絡先 090-1844-8233 (清水陽子)

#### ② 川崎市議会本会議 代表質問

12月8日（月）自民党、みらい

12月9日（火）公明党、共産党、

維新の会

傍聴希望者は、市役所22階の議会

局で傍聴手続きをしてください。

### ③ 川崎市社会保障推進協議会第 32 回総会

12/17 (水)

産業振興会館第 3 研修室

9：30～ 記念講演 林 信悟（中央社保協事務局長）

「医療費の 4 兆円削減と市民への影響」

10：30～第 32 回定期総会

参加費 無料 どなたでも参加できます。

連絡先 090-4829-2414（川崎社保協）

### ④ 沖縄に連帯する神奈川のつどい

12/20（土）13:30 開会

横浜市健康福祉センターホール（桜木町駅徒歩 5 分）

講演 高良沙哉参議院議員

あいさつ 玉城デニー知事

資料代 1000 円

連絡先 045-663-0041（日中友好協会）

### ⑤ ゆめシネマ「こどもかいぎ」

12/28(日)

かわさきゆめホール

一般：1000 円・当日：1500 円・学生、障がい者：500 円

申込：044-433-3003 ゆめホール

：[cinema@kawasakiyume.com](mailto:cinema@kawasakiyume.com)

公式サイト：

## ★編集後記

### 川崎市平和館・写真展「戦禍の顔」

知人に紹介されて、川崎市平和館の企画「戦禍の顔」写真展を見てきました。

入口で「なぜ戦争はいけないのか」と問うパネルに足が止まりました。

パネルは次のように問い合わせ、そして、答えていました。

「戦争はいけない」は、広範に合意されています。

でも、なぜ戦争はいけないのでしょう。  
正義としての人権から見ると明らかです。

人権はだれかによって与えられる権利ではなく、自然権です。  
ただ、自然状態では、人権は保障されません。

弱肉強食の状態、強いものによる支配と弱いものの隸属になると、命の所有という最低限の権利すらままなりません。  
そうした状態をさけるために、人間は政府によって、法制度としての権利を受け取ることで、すべての人の自然権が保障されます。

戦争は、自然権を保障しなければならない政府が、自然権を壊す側に回ります。  
共同体のメンバーに、他の共同体のメンバーを殺すことを命じ、自らの共同体のメンバーの命の所有を危機にさらします。

戦争は命という自然権の中でも最低限の所有をそこなう行為であり、だからこそ、戦争は国際法の中でも、日本国憲法の中でも違法化されているのです。

パネルの言葉にうなづきながら展示室に入りました。

戦禍の中におかれた人々の顔が迫ってきます。  
生き延びるために必死の顔、空襲攻撃から避難する顔、とらわれて虚ろな顔、破壊と殺戮の後での死者と生存者の顔、虐殺や残虐行為から逃げ延びた顔、一枚一枚が私に問いかけてきます。

なぜ、人間は戦争をするのか？なぜ人間は戦争を止められないのか？と。

「戦禍の顔」企画展は、12月7日まで川崎市平和館で開催されています。  
時間は、9時から17時まで、入場無料です。

平和館スタッフの戦後80年を考える企画に感謝です。

あなたも、出かけてみませんか。(H)

☆☆チェンジかわさき！☆☆  
川崎民主市政をつくる会

〒211-0011 中原区下沼部 1880

お問い合わせ

[mailmag@newkawasaki.jp](mailto:mailmag@newkawasaki.jp)

公式ホームページ

<https://newkawasaki.jp>

☆☆チエンジかわさき！☆☆